

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて  
請議します。

令和7年3月 25 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立中学校(愛知県立明和高等学校附属中学校、愛知県立半田高等学校附属中学校、愛知県立津島高等学校附属中学校及び愛知県立刈谷高等学校附属中学校)を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 愛知県立学校管理規則の一部改正の概要

### 1 改正の概要

愛知県立中学校（愛知県立明和高等学校附属中学校、愛知県立半田高等学校附属中学校、愛知県立津島高等学校附属中学校及び愛知県立刈谷高等学校附属中学校）を設置することに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の理由

愛知県立中学校の教育課程及び組織に関する事項を定める。また、中学校の運営のために、校務をつかさどることのできる副校長及び校務に関する事項について連絡調整等を行う校務主任を配置する必要があるため。

### 3 改正の内容

- (1) 愛知県立中学校において、中高一貫した教育課程を編成することができることとする。
- (2) 愛知県立中学校に校務をつかさどる副校長を置く。
- (3) 愛知県立中学校に校務に関する事項について連絡調整等を行う校務主任を置く。

### 4 施行期日

令和7年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表」を「別表第二」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 別表第二の上欄に掲げる中学校及び同表下欄に掲げる高等学校にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すための教育課程を編成するものとする。

第十条の見出しを「（副校長）」に改め、同条第一項中「愛知県立とよはし中学校、」を「中学校並びに」に改め、同条第二項中「愛知県立とよはし中学校」を「中学校」に改め、同条第三項を削る。

第十一条の九の次に次の一条を加える。

（校務主任）

第十一条の十 中学校に、校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

- 2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言にあたる。
- 3 校務主任の発令については、前条の規定を準用する。

第十二条第三項中「前条」を「第十一条の九」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

中 学 校 の 名 称	高 等 学 校 の 名 称
愛知県立明和高等学校附属中学校	愛知県立明和高等学校
愛知県立半田高等学校附属中学校	愛知県立半田高等学校
愛知県立津島高等学校附属中学校	愛知県立津島高等学校
愛知県立刈谷高等学校附属中学校	愛知県立刈谷高等学校

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

(教育課程の編成)

第二条 1及び2 略

3 別表第一の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）にあつては、学校教育法施行規則第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

4 略

5 別表第二の上欄に掲げる中学校及び同表下欄に掲げる高等学校にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すための教育課程を編成するものとする。

(副校長)

第十条 中学校並びに愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にしお特別支援学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、中学校にあつては校務を、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にしお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に

旧

(教育課程の編成)

第二条 1及び2 略

3 別表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）にあつては、学校教育法施行規則第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

4 略

(副校長及び教頭)

第十条 愛知県立とよはし中学校、愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にしお特別支援学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立とよはし中学校にあつては校務を、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にしお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象と

関する校務をつかさどる。

(校務主任)

第十一条の十 中学校に、校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 校務主任の発令については、前条の規定を準用する。

(総務主任)

第十二条 1及び2 略

3 総務主任の発令については、第十一条の九の規定を準用する。

別表第一(第二条関係) 略

別表第二(第二条関係)

中学校の名称	高等学校の名称
愛知県立明和高等学校附属中学校	愛知県立明和高等学校
愛知県立半田高等学校附属中学校	愛知県立半田高等学校
愛知県立津島高等学校附属中学校	愛知県立津島高等学校
愛知県立刈谷高等学校附属中学校	愛知県立刈谷高等学校

する障害種別に関する校務をつかさどる。

3 愛知県立とよはし中学校には、教頭を置かない。

(総務主任)

第十二条 1及び2 略

3 総務主任の発令については、前条の規定を準用する。

別表(第二条関係) 略

校